

【研究資料】

テレビ火災事故訴訟をめぐる 大阪地裁平成6年3月29日判決について

赤井伸之

1. はじめに

筆者は、今年〔1994（平成6）年〕度のセミナーで、たまたま「製造物責任」をテーマに、学生諸君と共に地元彦根市のゴミ処理施設での事故を扱った文献¹⁾を教科書として学ぶことについていた。前期は予定通り進めることができたが、この途上において「製造物責任法」²⁾が成立し、また本稿で取り上げた「テレビ火災事故訴訟」の判決文を閲読できるようになったので、後期からは、学生諸君とまず本判決を読んだり、「製造物責任法」についての理解を深める勉強を始めているところである。

しかるに筆者は、民事法あるいは広く実定法の研究を専門としている者ではなく、研究者としての道を歩み始めて以来、本格的に「判例研究」の修業や指導を受けた経験すらない者である。ところで、本来の「判例研究」ならば、事実の概要や原告・被告の主張や対立点はきわめて簡潔に要点のみを示し、裁判所の見解・判断の中で法律的に重要で意義のある部分について、研究者としての独自の観点・視点から批評を加えていくことになるらしいのであるが、筆者はそのような能力も知見・見解も持ち合っていない。それゆえ、本稿はいわゆる「判例研究」ではないし、そのようなものを目指すつもりもない。強いて言えば「判例紹介」と呼べなくはないかも知れない。学生たちと同じ立場で本判決を読んでいく過程で、複雑な判決文の内容を、自分のみならず学生たちが少しでも理解できるようにと、論点ごとに対比できるように工夫して配列してみた。従って、はなはだ不適切なほどに冗長な「判例紹介」となってしまった。しかも、本来の「判例研究」ならば当然に扱うべきであるとされる、本判決が民法学の学説・判例上どのように位置づけられるべきかという基本的問題についても、ほとんど触れていない。しかしながら、本稿にも存在価値があるとすれば、『聖泉論叢』の読者としての学生諸君に対する啓蒙の一助と

しての意義があるのではないかと思われることである³⁾。

さて、平成6年3月30日の全国紙各紙の朝刊は、「ナショナル」のブランドで有名な家電大手の松下電器産業株式会社が製造したカラーテレビの発火が、大阪府八尾市にある建設会社の事務所火災の原因であるという判断を下した大阪地方裁判所判決を第一面で報じた⁴⁾。

そもそも、⁵⁾現代日本社会の高度に発達した資本主義経済の下では、大量生産された無数の製品が、複雑な流通機構のパイプを通して我々国民の眼前に間断なく供給され、消費者はそれらを購入するという図式が出来上がっている。かつては、顧客の注文に応じて職人が製作し、もし顧客が受け取った品物に不都合があっても、クレームをつければ直ちにこれに対応することが出来る相対取引がなされていた。ところが、大量生産・大量消費を当然の前提とする現代の取引社会では、消費者側からすれば、製造業者の顔は見えず、中間に立つ販売業者の提供する製品について、その価格や性能を見比べ、販売業者の説明や製造業者のブランド名などを信用して購入するのみである。そのようにして購入した製品に欠陥があり、それによって事故が生じたならば、販売業者や製造業者にクレームを申し入れ、解決を図るわけであるが、消費者にとって納得のいく解決が得られない場合には、法廷に判断を委ね、決着を図るほか道は残されていない。ところで、そのように裁判所に訴えを提起する場合、原告である消費者は、売買契約に基づく債務不履行責任または瑕疵担保責任を追及することが考えられる。しかしながら、製造業者は消費者と直接の契約関係に立つものではないから、契約責任を追及することは困難である。従って、当事者間に契約関係がなくても、欠陥のある製造物による加害行為を不法な行為と捉えて製造業者の責任を追及することができる不法行為責任に基づく損害賠償責任が行われることとなる。ところが、不法行為責任を問うためには、被害者たる原告は、当該不法行為が、(1)故意過失により、(2)他人の権利・法益を違法に侵害し、(3)そ

の行為によって損害を生じさせたこと、以上の三点を立証しなければならないものとされていた。しかるに、このうち(2)と(3)の要件は客観的なものであり、立証は比較的容易であるけれども、(1)の要件は被告である製造者の内面的主觀を問題とするゆえに、その立証は非常に困難なものとなる。さらに、原告・被告間には、製造技術・製品知識・資金力において大きな格差があり、年々ますます拡大傾向にある。そこで、このような状況を開拓するため、学説や判例は少しでも容易に被害者である原告を救済する目的で、種々の試みがなされてきた。しかしながら、それらの試みは全て「過失責任の原則」を前提にして解釈上の工夫をしてきたものであり、製造物の欠陥による被害の十分な救済を図るために一定の限界があるとされた。そこで、被害者の救済をより容易にするためには、不法行為の過失責任の原則を見直し、アメリカやヨーロッパでのproduct liability〔製造物責任〕の考え方を参考に、製造物の欠陥を要件とする「無過失責任の原則」を導入することが検討されるようになつた。これによるならば、被害者は相手方の過失を立証することなく、単にその製造物の欠陥を立証すればよいので、極めて大きな立証責任の軽減につながるものである。これがいわゆる「製造物責任法」の主旨であつて、我が国においても昭和50年以降、学界・法曹界・政党等が各種の試・私案を発表していた。このように、長らく政府の内外で議論されてきた「製造物責任法案」は、立法化に向けて最終的・具体的な作業が進められていた矢先であり、このような時期に下された大阪地裁判決は、上述の如き現代的取引社会において発生した製造物の欠陥をめぐる典型的事例として、大いに社会の注目を集めたものである⁶⁾。なお、本判決の引用に当たっては、便宜上『判例時報』1493号29ページ以下を参照した。

2. 事実の概要と火災原因をめぐる論点

(一) 事実の概要⁷⁾

原告である太子建設工業株式会社は、昭和62年7月ころから、被告である松下電器産業株式会社が同年6月製造した TH-21S1型カラーテレビ（製造番号 UK-73-43362）を、太子建設工業株式会社代表取締役畠本登の友人宮総が八尾市内の電気店で購入し、新築祝いとしてこれを原告に贈与してくれたので、八尾市南太子堂6丁目3番22号マウントハイツ太子2階201号室の原告事務所の応接室の北西角に設置し、始業時前後はほぼ毎日、勤務時間中は時々、昼休みと終業時は度々使用していた。その際には、リモコンで待機状態と受像状態とを切り替えるのみで、主電源は常時入った状態であったという。

ところが、昭和63年3月8日午後3時55分ころ、テレビの後部付近から火災が発生し、同事務所約3900平方メートルは焼損し、さらにその建物1階にあるナイトパブ「緑」の備品等が、火災の消火活動により、毀損した。

(二) 火災原因をめぐる論点

(1) 本件火災の原因をめぐって⁸⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(1) テレビは極めて普及率の高い電化製品であり、誰もが手軽に扱える安全性を当然に備えているものと認識されながら、内部には高電圧部分や複雑な電子回路が使用されており、回路の生来的欠陥や絶縁体の劣化などにより回路に短絡が生じれば発火する危険性を内包しているのであって、電気用品取締法上も、危険性を有する甲種電気用品に指定され、厳格な規制の対象とされている。また、消防庁その他の統計によても、テレビの発火を原因とする火災が相当数報告されている。事実、被告を含む電気製品メーカー四社は、平成2年1月から2月にかけて、合計12機種</p>	<p>(1) 本件型式のテレビは累計で8万台以上が製造、販売されているが、これまでに発煙・発火事故の報告はない。</p> <p>(2) 本件型式テレビを製造するにあたり、製造事業者登録をするとともに、本件型式テレビについても通産省の型式認可を受けており、本件型式のテレビの安全性は確認されている。</p> <p>(3) 原告指摘のとおり、被告においてリコールを行ったテレビが二機種存することは認めるが、本件型式のテレビは、右二機種とは使用する部品の種類や配置が異なり、発煙・発火の危険性のないものとなっている。</p> <p>(4) 本件火災発生時に本件テレビが待機状態にあったことを前提とし、その</p>

のテレビについて、高圧回路の一部に不都合があり、発煙、発火のおそれがあることなどを理由として、無償で点検、修理、交換（いわゆるリコール）を行う旨の社告を新聞紙等に掲載した。かくして、被告は、本件型式テレビは電気用品取締法に基づく通産省の型式認可を受けており、その安全性は確認されていると主張するが、右のとおりテレビには発火の危険性が存するのであって、被告の主張には根拠がない。

(2)本件火災発生当時、本件テレビは受像状態ではなく、主電源が入りリモコンで映像と音声を切った状態（「待機状態」）であったものであるが、被告は、そうであれば、本件型式テレビの場合、リモコン受光部及びマイクロコンピューターIC等の一部の回路に電流が流れのみで、その消費電力は1.5ワットと極めて小さいことから、本件テレビが発火したということは考えられないと主張するが、待機状態でもテレビの電源回路には100ボルトの電圧がかかっており、コイルのレアショート（層間短絡）等による電源トランスの絶縁が失われれば発火する可能性は認められるし、被告の右主張は、本件テレビに絶縁不良等の欠陥が存しないことを前提とするものであるが、本件テレビに発火事故が起こった事実からすると、電気回路に何らかの欠陥が存したことは明らかであるから、失当である。

(3)証人山中洋子の証言（「山中証言」）は、出火の前後における同人の行動と現場の状況について明確かつ真摯に述べたものであり、本件火災直後の消防署員に対する供述内容にも合致し、内容的にも何ら不合理な点はなく、同人が虚偽の証言をすべき理由もないことから、その信用性は極めて高いものであり、本件テレビが発火したこと及び本件火災が本件テレビの発火によるものであることは、

場合に本件型式テレビ内部の電流が流れまるすべての部分について網羅的に実験をし、通常想定しうる故障のほか通常ありえない最悪の状況を想定したが、その場合でも、本件型式テレビには発煙・発火の危険性がないことが確認されたことなどから、本件テレビ本体から発煙・発火したとは認めることはできない。

- この証言によって立証されている。
- (4)本件テレビ以外のもの（煙草の火の不始末、屋内電気配線からの漏電、外部侵入者による放火、内部者による放火、石油ファンヒーター等）が本件火災の出火源となった可能性は、本件火災の客観的な状況からすべて否定される。
- (5)以上により、本件テレビの発火が本件火災の原因であると断定できる。

(2) 本件テレビの（不正）使用をめぐって⁹⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(1)本件テレビは、昭和62年7月、友人宮総が八尾市内の電気店で購入し、新築祝いとしてこれを原告に贈与したものである。</p> <p>(2)本件テレビは、贈与を受けた当初から原告事務所応接室の北西角に設置され、始業時前後はほぼ毎日、勤務時間中は時々、昼休みと終業後は度々使用されていたが、その際にリモコンで待機状態と受像状態とを切り替えるのみで、主電源は常時入った状態であった。</p> <p>(3)被告は、本件火災の原因是、原告側が本件テレビの電源コードを不正に使用あるいは不注意に取り扱ったことにより電源に短絡が生じたことであると主張するが、電源コードの上に物を置き、あるいは何かで電源コードを挟むこともなかった。また、山中は、電源コードのプラグを抜き差しする際には必ずプラグを持って行い、電源コードを引っ張ることはなかった。</p> <p>(4)右のとおり、原告における本件テレビの設置方法及び利用方法は、合理的に予期される通常の用法の範囲内であり、発煙、発火事故を招来するような誤使用の要素のないことは明らかである。</p> <p>(5)しかし、山中証言によれば、本件テ</p>	<p>本件火災の原因是、以下のとおり、原告側が本件テレビの電源コードを不正に使用し、あるいは不注意に取り扱ったことにより、電源コードに短絡が生じたことにある。</p> <p>(1)本件テレビが設置されていた応接室の西側壁面北側部分の焼損が著しいことや、前記山中の質問調書を総合すれば、発煙、発火が生じたのは本件テレビの後方というべきであるが、本件テレビの後方には、本件テレビの電源コード以外の物は存せず、前記のとおり本件テレビ本体が発火することはありえないであるから、本件火災は電源コードの発火によると考えるのが合理的である。</p> <p>(2)山中証言では、本件テレビの電源コードを抜き、コンセントに掃除機のプラグを差し込んで掃除を行い、その後再び本件テレビのプラグを差し込むということを毎日繰り返していたとされるが、山中が電源コードを抜く際などに、テレビ台の底部等に挟まれた状態の電源コードを強く引っ張って無理な力を加え、あるいは建物の柱の角に電源コードを引っ掛け、擦ったり折り曲げたりすることなどを長期間にわたって繰り返した場合、被覆の損傷あるいは芯線の断線が生じ、発火に至るということ</p>

テレビからの発火を認めた後に、その電源コードを抜いた際に特に熱さを感じなかつたというのであるから、電源コードが発火箇所であるということ自体が考えにくく、また、前記のとおり、原告側の利用方法に不正や異常な点は認められないであるから、仮に電源コードが原因であるとすれば、電源コード自体の製造上の欠陥が原因であると推測するほかはなく、電源コードも被告の製造するテレビを構成する部品であるから、被告は責任を免れない。

なお、被告は、原告が本件テレビを不正に使用したことと具体的に主張立証せねばならず、単にその抽象的可能性が存することを主張するのでは足りないというべきである。

は十分に考えられる。

(3)よって、本件火災の原因是、原告が本件テレビの電源コードを不正に使用し、あるいは不注意に取り扱ったことにより、電源コードに短絡が生じ、その火がカーペットに着火して燃え広がったか、あるいは、電源コードの本件テレビ本体に近い位置で短絡が生じ、その火が直接本件テレビのキャビネットに着火して燃え広がったかのいずれかであると考えるほかはない。

(4)原告は、仮に電源コードが原因であるとすれば、電源コード自体の製造上の欠陥が原因であると推測するほかないと主張するが、本件テレビに接続されていた電源コードは、構造及び製造工程が極めて単純なものであることから、製造段階で欠陥が生じる可能性は全くなく、しかも製造の各段階においてメーカーにより安全性を確保するための徹底した品質管理が行われ、電気用品取締法による技術上の基準に合致し安全なものである。

(5)また、プッシュ部分（電源コードの本体取付部分）についても、その成型の際には温度管理を含めた細心の注意が払われているので、不良品が発生する可能性はほとんどなく、万一不良品が発生しても、コードとの密着力等を確認する検査により確実に発見され排除されている。よって、プッシュ部分を含め、電源コードの欠陥が本件火災の原因となったということはありえない。

3. 製造物責任法理をめぐる論点等

(一) 製造物責任法理を本事件に採用・適用することの是非¹⁰⁾

原告の主張	被告の主張
<p>現行の民法ないし商法は、売主と買主との間における直接かつ対等な取引関係を前提とするものであるが、資本主義経済の高度な発展により右の前提是失われ、高度な専門技術を有し、人的物的に巨大な組織により大量生産を行う製造者と、購入に際し、商品の品質機能を的確に判断評価してその安全性を確認する知識技術を有しない消費者との間には、力関係の不平等が生じるに至り、同時に、両者の間に複雑な流通過程が介在するようになった。</p> <p>また、技術の高度化と統一規格による大量生産、大量販売のシステムは、製造物に起因する事故が発生した場合の被害を大規模で深刻なものとするが、この被害の発生を防止することができる者は製造者だけであり、消費者としては製造者が製造物の安全性を確保することに信頼を置くほかはない。それゆえ、製造者に課せられた商品の安全性についての注意義務は極めて高度なものであるというべきである。さらに、製造者は現代的取引構造を利用して莫大な利益を取得し、被害による責任を価格に転嫁して危険の分散を図ることも可能なのであるから、たまたま被害にあった特定の消費者に製造物被害のリスクを負担させることは不公平である。</p> <p>よって、製造物に起因する被害の救済については、製造者と消費者との実質的公平を図る見地から、製造者の、消費者に対する直接の責任を肯定し、厳格責任あるいは無過失責任の原理に立脚する製造物責任法理を、現行法の解釈としても採用すべきである。</p>	<p>今日、商品が大量に製造され流通するなど、取引の実態が従前のそれとは変化していることは認めるが、製造物にも多様なものが存在し、その性質、構造、製造工程、流通過程及び使用の態様は様々であるから、それらを一括して、原告が主張するような法理や法解釈が一律に適用されるものではない。製造物による被害が問題とされる場合であっても、その製造物の性質、危険性の程度、取引及び使用の実態などを具体的に検討し、妥当な解決が図られるべきである。</p>

(二) 欠陥についての原告側主張¹¹⁾

原告の主張	被告の主張
<p>欠陥とは、製造物について、通常の消費者が正当に期待する安全性を欠く状態を指し、設計上の欠陥、、製造上もしくは管理上の欠陥、指示説明もしくは警告についての欠陥に分類される。</p> <p>欠陥のある製品を製造し流通に置いた製造者は、債務不履行責任または不法行為責任に基づき、欠陥によって生じた損害を賠償する義務を負う。</p>	[原告側主張に対応する被告側の主張は無し]

(三) 被告の債務不履行責任(1)¹²⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(1)消費者（原告）と製造者（被告）との契約関係</p> <p>製造者である被告は、消費者に販売する目的で、自ら設定した品質及び規格でテレビを製造し、これに自己の商標を付して、系列の販売店など自ら設定した流通経路を経由して自ら定めた販売価格で消費者に販売する。この間、製造者は自社製品の優秀性をテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体を通じて繰り返し宣伝広告し、消費者は、製品について、これを製造した製造者を直接信頼するに至る。このような大量生産のメカニズムからすると、製造者と消費者との間に介在する販売店等の中間業者の存在を捨象して、製造者（被告）は消費者（原告）に対し直接、販売契約上の業務を負うと法律構成することが可能かつ相当である。</p> <p>(2)安全配慮義務違反</p> <p>前記売買契約上の義務に基づき、被告は原告に対し、単に目的物を給付する義務にとどまらず、これに付随して、製品の欠陥によって消費者の生命、身体、財産上の利益を害して損害を与えることのないよう配慮すべき信義則上の義務、すなわち安全配慮義務を負う。</p>	原告は、製造物責任法理なるものを根拠に、法の解釈、適用により被告の責任を認めるべきであるとして被告の債務不履行責任を主張するが、右の主張は責任原因についての考え方を一般的、概括的に論ずるのみで、その成立要件としての具体的な事実の主張がなく失当である。

したがって、被告は、右安全配慮義務の内容として、欠陥のあるテレビの供給により消費者の生命、身体、財産などの法益を侵害することのないよう配慮すべき義務を負うから、設計、製造の過程においては最高の技術を用いてその安全性を確保し、製造が市場に供給された後に欠陥が発見されれば警告あるいは回収など被害発生を防止するための措置を講ずる義務があり、これに違反して、欠陥のあるテレビにより消費者に損害を与えた場合には、安全配慮義務違反として売買契約上の債務不履行責任を負う。

(三) 被告の債務不履行責任(2)¹³⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(3)立証責任について</p> <p>消費者と製造者との間には格段の立証能力の差が存することから、本件のような製造物被害事件における原告が被告の安全配慮義務違反を主張するにあたっては、原告は当該製品を合理的に予想されうる通常の用法で使用していたこと、人が正当に期待しうべき安全性を有していたならば通常発生しないはずの事故が被告の製造した製品から生じたこと、以上の二点を立証すれば足りると解すべきであり、被告は、当該事故が製品の欠陥以外の原因によって生じたことを具体的に立証しない限り責任を免れないというべきである。</p> <p>(4)品質保証責任</p> <p>今日の大量生産、大量消費社会において、製造者は、耐久消費財一般について消費者に品質保証書を交付することが慣行となっており、被告もテレビに保証書を添付し、マスコミ等を通じて自社製品の高品質性を宣伝している。このような製造者の消費者に対する態度、消費者の製造者に対する製品の品質についての信頼を考慮すると、製造者（被告）は消費者（原告）に対し、</p>	<p>原告は、製造者と消費者との間には立証能力の差があることを理由に、不法行為責任における過失や因果関係についての主張立証責任を被告に事実上転換すべきであると主張するようであるが、当事者の立証能力は、問題となる製造物の性質、構造、利用方法及び主張されている被害の実態に応じ、個々の事案ごとに異なるのであって、メーカー側が常に優位にあるものではなく、特に本件のように、問題となる製造物が原告方で使用され、事故後の残骸も原告が保管しその後廃棄したような事案においては、被告が原因の究明をすることは不可能である。</p>

製品について品質保証の約束をしているというべきであって、右品質保証約束には、買主の生命、身体、財産上の法益を害しないよう考慮すべき信義則上の注意義務も含まれるから、製造物の欠陥により消費者が損害を被った場合には、製造者は、品質保証に反したこととも理由とする債務不履行責任を負うと解すべきである。

(三) 被告の債務不履行責任(3)¹⁴⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(5)結論 本件テレビには、原告が通常の使用中に発火事故を起こしたという欠陥があり、これによって原告は財産上の損害を被ったのであるから、被告の安全配慮義務違反は明らかであり、被告は債務不履行責任を負うべきである。</p>	<p>よって、製品の欠陥、欠陥についての被告の過失及び過失と損害との因果関係の主張立証責任は、原告が負うべきであり、被告は、本件火災の真の原因を特定し立証する責任を負わなければならぬから、原告が、本件テレビ辺りから出火したらしいとの一事に依拠してそれ以上に真相を究明しようとせず、具体的な事実を主張立証しようとしている以上、どのような法理論によろうとも、原告の請求は棄却されるべきである。</p>

(四) 被告の不法行為責任についての原告側主張(1)¹⁵⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(1)安全性確保義務 製造者は、欠陥のある製品を製造、販売して消費者の生命、身体、財産を危険に陥れることのないよう注意しなければならないという意味において、自己が製造、販売する製品についての安全性確保義務を負っており、今日の大量生産を前提とした高度経済社会では、製造者に課せられた製品の安全性確保義務は極めて高度なものであるといふべきである。 また、テレビは、前記1.(一) [本稿2.(二)(1)] のとおり、発火の危険性を構造上内包する複雑な電気製品であり、設</p>	<p>[原告側主張に対応する被告側の主張は無し]</p>

計、構造の過程において安全性維持のための万全の注意が尽くされてはじめて右の危険性が軽減されるに過ぎない。

ところが、経済的制約や競争原理の下で、十分な安全性の確認がなされないために生じる欠陥及びこれに伴う被害が発生しているにもかかわらず、消費者は、製造者の宣伝広告により、テレビが安全であると認識させられている。

このような認識を利用して膨大な利益を独占しているテレビの製造者に対しては、極めて高い安全性確保義務、情報開示義務及び被害原因究明義務が課せられるべきである。

(2) 安全性確保義務の内容

製造者は、製品の設計、生産、市場供給後の各段階において、その時代の最高の科学技術の水準を基礎として、起こりうる危険を予見し、次のような適切な結果回避の措置を探る義務がある。

① 設計段階

製造者は、当該製品が通常の用法で利用された場合に危険な結果を発生することがないよう、回路や構造を事故発生の危険のない適切なものとし、強度や耐久性に欠けることのない適切な部品を使用するなど、設計段階において相当な注意を払わねばならない。

② 生産段階

製造者は、部品の組付け忘れや組付け不良、あるいは指定以外の材料が使用されることなどによって、設計と異なる製品が製造されることのないよう、生産システムの構成、製造器具の選択、作業員の配置方法や人数などにつき最善の注意を払わねばならず、製品の安全性確認のため、当時の最高水準の科学技術による検査を尽くさなければならない。

③ 市場供給後

製品が市場に供給された後に、それが危険な性状を具備していることが判明した場合、製造者は損害の発

生を防止するために、消費者に危険の存在を告知し、製品を回収して改良を施すなど、適切な措置を採らなければならない。

(四) 被告の不法行為責任についての原告側主張(2)¹⁶⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(3) 欠陥の立証について 消費者が、製品を通常の方法で使用していたこと、製品が通常の消費者が期待する安全性を有していたならば通常発生しないはずの被害が生じたことの二点を主張、立証すれば、欠陥の存在は事実上強く推定され、製造者において当該事故が製品の欠陥以外の他の原因によって生じたことを具体的に立証しない限り、右推定は覆らないと解すべきである。</p> <p>なぜならば、消費者が当該製品を合理的に予期されうる通常の用法で使用していたにもかかわらず、通常発生しないはずの事故が当該製品から発生した場合には、当該製品が当初から欠陥を有しており、それが原因となって事故が発生したと考えるのが自然であり、製品の欠陥の立証には極めて高度な科学的知識と能力を要するが、現在では、製造物の構造及びその生産過程は複雑高度化しており、製造者は企業秘密の名のもとにこれらの事柄を公開しないことから、消費者の側に欠陥の具体的な内容の立証を要求することは事実上不可能を強いることになるのに反し、製造者は自己の製造した製品については熟知しており、事故原因の調査究明は容易であるから、欠陥についての立証責任をこのように考えることこそ、当事者間の実質的公平に適うものだからである。</p> <p>(4) 過失の推定について 製造者には前記のとおり高度な安全性確保義務が課せられており、製造者</p>	<p>〔原告側主張に対応する被告側の主張は無し〕</p>

がこの義務を履行していれば、通常、事故の原因となるような欠陥は生じないものと考えられるから、消費者が当該製品に欠陥があったことを立証すれば、製造者の過失は事実上強く推定され、被告において、製造者に課せられた高度な注意義務を尽くしても右欠陥の存在を予見し得なかつたことを立証しない限り、右推定は覆らないと解すべきである。

(5) 因果関係の推定について

消費者が、当該製品を合理的に予測されうる通常の用法で使用していたこと、通常の消費者が右製品に対し期待する安全性を有していたならば発生しないはずの事故が製品から生じたことの二点を主張、立証すれば、製品の欠陥と損害との因果関係も事実上推定され、製造者の側で製品に欠陥が存在しなかつたこと、または欠陥が結果発生の原因ではないことを立証しなければならないと解すべきである。なぜならば、因果関係についての立証も、消費者側からの立証の困難性という点では過失の場合と同様の問題があり、その負担を軽減する必要があるからである。

四 被告の不法行為責任についての原告側主張(3)¹⁷⁾

原告の主張	被告の主張
<p>(6)結論</p> <p>通常の消費者としては、テレビが発火、発煙事故を起こさないものであることを期待するから、発火した本件テレビには欠陥があったというべきである。また、本件テレビは昭和62年に製造され、同年7月以降半年余りの間、原告方において通常の方法で使用されていたものであるから、右の欠陥は、本件テレビが流通に置かれる以前から存在していたものと推定される。</p> <p>製造者は製品につき高度の安全性確保義務を負うが、特に近年テレビの発火、発煙事故が相次いでおり、テレビ</p>	<p>[原告側主張に対応する被告側の主張は無し]</p>

の製造者にはこれを防止すべき義務が課せられていたのであるから、被告には、これを懈怠して欠陥のある本件テレビを製造し、流通に置いたという重大な過失のあったことが推定される。

以上を総合すると、本件においては、本件テレビの欠陥及び被告の過失が事実上強く推定されるので、被告において欠陥または過失の存在しないことを具体的に立証しない限り、被告は不法行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

(五) 被告側実験について¹⁸⁾

原告の主張	被告の主張
<p>被告は、被告テレビ本部テレビ事業部品質管理部製品安全課が行った実験（以下「被告側実験」という）により、通常ありえない最悪の状況でも本件型式テレビには発煙、発火の危険性がないことが確認されたと主張する。しかし、右実験は真に本件テレビの欠陥を解明しようとするものではなく、殊更に発火しにくい条件を選択して行った恣意的なものであるから、同実験についての報告書及びこれに関する証人荷宮賢市の証言によっては、本件テレビに欠陥が存したとの推定は覆らない。</p>	<p>被告側実験は、本件火災発生時に本件テレビが待機状態にあったことを前提とし、その場合に本件型式テレビ内部の電流が流れるすべての部分について網羅的に実験したものである。同実験では、通常想定しうる故障である短絡または断線以上に極めて厳しい状態、すなわちコードを切断の上、溶液を断続的に滴下するなど、通常ありえない最悪の状況を想定したが、その場合でも、本件型式テレビには発煙、発火の危険性がないことが確認された。</p>

(六) 証明妨害について¹⁹⁾

原告の主張	被告の主張
<p>原告が、電源コードを含む本件テレビの残骸を警察または消防署から返却を受けたという事実は一切ない。電源コードの紛失は原告の全く関知しないところで起きたものであり、消費者である原告がその不利益を負担すべき理由はない。</p>	<p>昭和63年8月23日、原告代理人が被告担当者に対し、本件テレビは原告方において保管中である旨を申し述べていることから、本件テレビの残骸は、もともと警察あるいは消防には押収されておらず、原告が手元に保管しながらこれを廃棄したと考えるほかは</p>

原告は、本件火災発生直後から、本件テレビからの発火であることを告げ、その原因究明を再三求めてきた。しかし、被告は本件テレビからの発火は考へられないとして取り合わなかったのであって、事故発生後四年目に至り、電源コードが原因であったかも知れないと主張し、証拠となりうる電源コードを確保することなく放置しながら、それが紛失した不利益を原告に帰せしめようとするのは、信義に反し不誠実である。

ない。

原告は、当初から電源コードを含む本件テレビが本件火災の原因究明に重要であることを熟知しながら、これを漫然廃棄したのであるから、民訴法335条、317条の法意に照らし、真相究明が不可能になった不利益は、資料を廃棄した原告が負うべきである。

(七) 損害について²⁰⁾

原告の主張	被告の主張																		
<p>本件火災により、原告は次のとおり合計732万7800円の損害を被った。</p> <p>(一)原告事務所内の備品が焼失したことによる損害</p> <table> <tr> <td>(1)ファクシミリ及び複写機</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>(2)カーテン</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>(3)流し台等</td> <td>29万7000円</td> </tr> <tr> <td>(4)トイレの便器等</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>(5)ストーブ、クーラー、テレビ</td> <td>82万円</td> </tr> <tr> <td>(6)机、椅子、製図版等</td> <td>52万0800円</td> </tr> <tr> <td>(7)ロッカー、作業服等の衣料、測量器具（レベル3台、トランジット5台）</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>(8)応接セット等右に挙げた以外の備品や建築設計事務所として必要な設備及び資料一切</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>(二)本件火災の消火活動により、本件建物一階北側所在の訴外北田緑が経営するナイトパブ「緑」の備品等が毀損したため、原告が北田に対し、出火元として以下の金員を支払ったことによる損害</p> <table> <tr> <td>(1)株式会社第一興商からリースを受けて使用中であったカラオケ用機械が全損したため、その弁償金150万円</td> </tr> <tr> <td>(2)使用中であったテーブル・椅子が全損したため、新たなテーブル・</td> </tr> </table>	(1)ファクシミリ及び複写機	80万円	(2)カーテン	6万円	(3)流し台等	29万7000円	(4)トイレの便器等	32万円	(5)ストーブ、クーラー、テレビ	82万円	(6)机、椅子、製図版等	52万0800円	(7)ロッカー、作業服等の衣料、測量器具（レベル3台、トランジット5台）	40万円	(8)応接セット等右に挙げた以外の備品や建築設計事務所として必要な設備及び資料一切	100万円	(1)株式会社第一興商からリースを受けて使用中であったカラオケ用機械が全損したため、その弁償金150万円	(2)使用中であったテーブル・椅子が全損したため、新たなテーブル・	<p>(一)トイレ及び流し台は、通常、建物の一部であり、これらについては建物所有者である畠本登個人の財産と考えられるから、原告の損害とはなりえない。</p> <p>(二)レベルとトランジットも、本件火災前に畠本個人が購入したものであって、原告の損害とはなりえない。</p> <p>(三)ストーブ、テレビ、クーラーも、本件火災後に畠本個人が購入したものであって、原告には損害が発生していない。</p> <p>(四)本件火災後の物品の購入について、すべて畠本個人としてではなく、原告代表者として行ったものであるとの原告の弁明は、証拠上認められない。また、原告は、畠本個人の営業が法人化されたものであり、法人となってから間がなく、規模も小さいことから、個人としての行為と法人としての行為が厳格に区別されていなかったとの主張は、原告の規模(年商及び従業員数)からしても失当である。</p> <p>(五)建築設計事務所として必要な設備及び資料一切の損害（100万円）については、これを証明するに足りる証拠がない。</p>
(1)ファクシミリ及び複写機	80万円																		
(2)カーテン	6万円																		
(3)流し台等	29万7000円																		
(4)トイレの便器等	32万円																		
(5)ストーブ、クーラー、テレビ	82万円																		
(6)机、椅子、製図版等	52万0800円																		
(7)ロッカー、作業服等の衣料、測量器具（レベル3台、トランジット5台）	40万円																		
(8)応接セット等右に挙げた以外の備品や建築設計事務所として必要な設備及び資料一切	100万円																		
(1)株式会社第一興商からリースを受けて使用中であったカラオケ用機械が全損したため、その弁償金150万円																			
(2)使用中であったテーブル・椅子が全損したため、新たなテーブル・																			

椅子の購入代金58万円
(3)お詫び金及び休業補償金50万円
(三)原告は、弁護士藤田正隆、同江角健一に対し本件損害賠償請求訴訟の提起、追行を委任し、弁護士費用50万円を支払う旨約した。
よって、原告は被告に対し、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償として金729万7800円及びこれに対する昭和63年3月9日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(六)原告は、すべて本件火災後に買い替えた新品の価格を損害として請求しているが、相当ではなく、損害は本件火災当時の客観的価値すなわち中古品としての価格によるべきところ、中古品価格については証拠がなく、ファクシミリ、トイレ、流し台以外については、新品の領収書すら提出されていない。
(七)ナイトパブ「緑」を経営する北田緑に支払ったという金員については、畠田が個人として支払った旨供述していることから、原告の損害とは認められないのみならず、畠田はこれを自発的に支払ったのであるから、本件火災との相当因果関係もない。
また、カラオケ用機械、お詫び金及び休業補償金についてもその算定の根拠が不明であり、「緑」のテーブルや椅子についてはAIUの保険から出したとされているから、原告には損害が生じていない。

(八) まとめ²¹⁾

原告の主張	被告の主張
<p>以上のとおり、山中証言及び八尾市消防署の火災原因損害調査報告書等によって、原告が本件テレビを通常の用法で使用していたこと及び本件テレビが発火したことについては立証が尽くされており、その結果、本件テレビに欠陥が存在したことが事実上強く推定される。</p> <p>被告側実験は、殊更に発火の危険性を隠蔽しようとする不公正なものであり、これによっては本件テレビに欠陥が存在するとの推定は覆されない。</p> <p>よって、本件テレビに欠陥が存することから、被告の安全配慮義務違反もしくは品質保証違反または過失及び因果関係の存在が推定されるので、被告は債務不履行または不法行為に基づき、原告が本件火災によって被った損害を賠償する義務を負う。</p>	<p>以上によれば、原告の本訴請求は、およそ認容の余地のないものであることが明白である。</p>

4. 裁判所の見解

論点を明確にしながら以上において検討してきた、事務所内の火災の発生原因と製造物責任法理等をめぐって、原告と被告との間で論争された「ナショナルテレビジョン発火損害賠償請求事件」について、大阪地方裁判所は、平成6年3月29日下記の如き判決を下した。

1 本件火災の原因

(1)本件火災の原因について²²⁾

①山中洋子の証言については、本件テレビ本体から発煙、発火したことを認めた旨の直接証拠として、その信用性を肯定すべきものである。

②原告事務所の客観的焼損状況からも、本件テレビの発火によるものであることが強く推認されるというべきである。

③消防士長の作成による火災原因損害調査報告書等の内容を詳細に検討した上、本件テレビが設置されていた場所が出火場所であること、本件テレビが最も強く焼損していたこと、本件テレビ以外に火災の原因となった具体的可能性があるものが指摘できないことから、本件火災の発火源が本件テレビであった可能性が高いことを推認させる内容と判断されるとしている。

(2)電源コードからの発火の可能性について²³⁾

電源コードに火災の原因があったとはいはず、原告側に誤使用があったと認めるに足りる証拠がない等の事情から、原告の本件テレビの利用は合理的利用の範囲内であるとして、被告の誤使用の主張を排斥した。

(3)本件テレビの安全性について²⁴⁾

本件テレビが電気用品取締法上の型式認可を受けていても、型式認可を受けたテレビ一般の安全性と個々の製品の欠陥原因の問題は別であるとした上、テレビが高電圧が利用される複雑な電気製品であり、待機状態のテレビであっても発火の可能性が絶無で

あるとはいえないこと、消防関係の統計上もテレビを原因とする火災が全国で毎年50件前後発生したとされていること等から、危険性のある製品であるとした。

(4)本件火災の原因についての結論²⁵⁾

以上のとおり、本件テレビが発火したことについての直接証拠である山中証言、本件建物内の客観的焼損状況などを総合すると、本件火災は本件テレビ本体の発火によるものであると認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

2 責任原因

(1)製造物責任について²⁶⁾

原告は、本件火災は本件テレビの発火によって発生したとの前記1認定の事実を前提に、いわゆる製造物責任の理論に依拠して被告に対し損害賠償を請求するので、右製造物責任の性質、要件について検討する。

(→) [総論]²⁷⁾

現代の社会生活は、他人が製造し流通に置いた製品を購入し利用することによって成り立っているといつても過言ではないが、規格化された工業製品の場合、流通の過程において販売会社や小売店が個々の製品の安全性を確認した上で販売することは通常予定されていないし、これを取得する消費者において個々の製品の安全性の有無を判断すべき知識や技術を有しないことも明らかであるから、このような製品の流通は、製造者が製品を安全なものであるとして流通に置いたことに対する信頼に支えられているということができる。

それゆえ、製品の製造者は、製品を設計、製造し流通に置く過程で、製品の危険な性状により利用者が損害を被ることのないよう、その安全性を確保すべき高度の注意義務（安全性確保義務）を負うというべきであるから、製造者が、右の義務に違

反して安全性に欠ける製品を流通に置き、これによって製品の利用者が損害を被った場合には、製造者は利用者に対しその損害を賠償すべき責任、すなわち製造物責任を負う。

右の安全性確保義務は、製造者が、製品の危険な性状により損害を被る可能性のあるすべての者に対して負うべき社会生活上の義務であるから、これに違反したことにより認められる製造物責任は、製造者と利用者との間の契約関係の有無にかかわりなく成立する不法行為責任と解すべきである。

(二) 欠陥について²⁸⁾

- (1) 製造者が負う安全性確保義務は、製品について社会通念上当然に具備すると期待される安全性（合理的安全性）を確保すべき義務であり、右の義務は、流通に置いた時点で製品が安全であれば足りるのではなく、製品を取得した者が、合理的期間内、これを安全に利用できるよう確保することを内容とするものであって、利用者が現実に利用する時点での製品の安全性の有無が最も重要というべきであるから、利用時の製品の性状が、社会通念上製品に要求される合理的安全性を欠き、不相応に危険と評価されれば、その製品には欠陥があるというべきである。
- (2) 製品に要求される安全性の程度は、個々の製品または製品類型によって異なるから、製品が合理的安全性を欠き、不相応に危険と評価されるか否かの判断は、その製品の性質や用途、製品の利用に際し利用者が負うべき注意義務の程度やその時代の科学技術などを総合して、社会通念に基づいてなされるべきものであり、右合理的安全性の概念を前提とする製品の欠陥についての判断も、同じく、個々の製品または製品類型ごとに、個別になさるべきものである。
- (3) 合理的安全性の概念は、利用者が、製造者に予見できない

ような異常な方法で製品を利用した場合にまで、製品の安全性を確保すべき義務を製造者に負わせるものではないから、欠陥判断の前提として、利用者の利用方法が社会通念上合理的と解される利用（合理的利用）の範囲内であることが必要である。

- (4) 以上を総合すると、製造物責任を追及する利用者は、利用時の製品の性状が社会通念上不相当に危険であること（欠陥）、損害の発生、欠陥と損害との因果関係をまず立証せねばならず、その前提として、製品の利用方法が合理的利用の範囲内であることを立証しなければならない。

(三)過失について²⁹⁾

- (1) 製品の利用に起因する損害を、何びとが、どのような要件のもとに負担するかは、社会生活上の危険をいかに配分するかという国民全体のコンセンサスに関わる問題であるから、国民の立法的選択を経ずに、裁判所が直ちに厳格責任あるいは無過失責任の制度を利用するることはできないというべきであって、製造物責任を、厳格責任あるいは無過失責任と解すべきであるとの原告の主張は、現行不法行為法の解釈としては採りえないところである。
- (2) したがって、製造物責任について特別の立法がなされていない以上、現行不法行為法の原則に従い、利用者は、製造者の故意または過失を立証しなければならないが、製品に欠陥のあることが立証された場合には、製造者に過失のあったことが推認されると解すべきである。

けだし、製品が不相當に危険と評価される場合には、そのような危険を生じさせた何らかの具体的な機械的、物理的、化学的原因（欠陥原因）が存在するはずであるが、一般に流通する製品の場合、利用する時点で製品に欠陥が認められ

ば、流通に置かれた時点で既に欠陥原因が存在した蓋然性が高いというべきであるし、さらに、製造者が安全性確保義務を履行し、適切に設計、製造等を行う限り、欠陥原因の存する製品が流通に置かれるということは通常考えられないから、欠陥原因のある製品が流通に置かれた場合、設計、製造の過程で何らかの注意義務違反があったと推認するのが相当だからである。

(3) 右のとおり、製品の欠陥が認められれば、製造者の過失が推認されるから、利用者は、それ以上に欠陥原因や注意義務違反の具体的な内容を解明する責任を負うものではなく、製造者が責任を免れるには、製造者において欠陥原因を解明するなどして右の推認を覆す必要があるというべきである。

けだし、もし利用者において欠陥原因及び注意義務違反の内容を具体的に立証しなければならないとすれば、特別な知識も技術も有しない利用者が、主として製造者の支配領域に属する事由を解明しなければならないことになり、製品が完全に損壊し欠陥原因の特定ができなくなった場合には、製造者は常に免責されることになることなどを考慮すると、右のように解することが損害の公平な分担という不法行為法の本旨にそからである。

(2)被告の責任

(一)本件テレビの利用³⁰⁾

原告における本件テレビの利用は、合理的利用の範囲内であると認めるのが相当である。

(二)本件テレビの欠陥について³¹⁾

(1)テレビの合理的安全性

① 〈証拠略〉によれば、テレビは、極めて普及率の高い代表的な家庭電化製品である一方、高度に電子化され、映像

回路には二万ないし三万ボルトもの高電圧が用いられた部分も存在する複雑な電気製品であること、それゆえ、絶縁性や耐久性に劣る部品が使用されたり、部品の配置が不適切であるなどの設計上の欠陥原因、あるいは、部品の工作不良や組付不良など、製造上の欠陥原因のあるテレビが製造され流通に置かれた場合、発煙、発火に至る可能性があること、自治省消防庁防災課の統計上も、昭和61年度から平成元年度までの間、テレビを原因とする火災が全国で毎年ほぼ50件前後発生したとされていることが認められる。

② 右で認定したところによれば、テレビの製造者が設計、製造上の注意義務を怠れば、テレビの発煙、発火により火災を惹起し、利用者の生命、身体、財産に危険が及ぶ可能性があるのであって、テレビの製造者である被告に課せられた安全性確保義務は、極めて高度なものであるということができる。

また、テレビは、利用者の所有に帰したものであっても、その構造上、内部は利用者の手の届かない、いわばブラックボックスともいるべきものであって、現在の社会通念上、設置等が適切に行われる限り、その利用に際し、利用者が危険の発生する可能性のあることを念頭において、安全性確保のため特段の注意を払わねばならない製品であるとも、何らかの危険の発生を甘受すべき製品であるとも考えられないことは明らかである。

それゆえ、製品としての性質上、テレビには、合理的利用の範囲内における絶対的安全性が求められるというべきである。

(2)本件テレビの欠陥

これまで述べたところによれば、本件テレビは、合理的利

用中（一部の回路のみに電流が流れる待機状態を含む。）に発煙、発火したと認められるから、不相當に危険と評価すべきであり、本件テレビには欠陥が認められる。

(三)過失の推認と被告の反証について³²⁾

- (1) 右のとおり本件テレビには欠陥が認められるから、その危険を生じさせた欠陥原因の存在が推認されるところ、本件テレビは、前記のとおり、昭和62年6月に製造され、同年7月に畠本の友人が電気店で購入して原告に贈与したものであって、原告方で使用されてから本件火災まで八か月程しか経過しておらず、被告が製造し、流通に置いた時点でこれに付与した製品本来の安全性の保たれることが、社会通念上当然に期待される期間内に危険が生じたことは明らかであるし、本件全証拠によるも、その間、原告が内部構造に手を加えたり、第三者が修理等をしたとの事実は認められないから、右の欠陥原因は、被告が本件テレビを流通に置いた時点で既に存在していたことが推認される。
- (2) そして、前記1(三)(2)（本稿では、4.2(1)(三)(2))に説示したところに従い、欠陥原因のある製品を流通に置いたことについて被告に過失のあったことが推認されるが、製造者に課せられた安全性確保義務は高度なものというべきであるから、製造物責任を争う被告としては、単に注意深く製造したことを一般的に主張立証するだけでは不十分であって、不相当な危険を生じさせた欠陥原因を具体的に解明するなどして、右の推認を覆す必要がある。

この点について、被告側実験は、前記一2(五)(1)②（本稿では、3.(五)）の記載の実験を行ったものであるが、本件テレビには欠陥がないことを前提に、本件テレビに発火の可能性のないことを立証しようとするものであって、これによって本

件テレビの欠陥原因が解明されているわけではない。

(3) 結局、本件全証拠によつても、本件テレビにいかなる欠陥原因が存し、いかなる経緯で発火するに至つたかについては不明といつべきであるが、本件における被告の立証によつては、過失についての前記推認は覆らないといわざるをえない。

(四) 証明妨害の主張について³³⁾

被告は、原告は当初から電源コードを含む本体テレビが本件火災の原因究明に重要であることを熟知しながら、これを漫然廃棄したのであるから、民訴法335条、317条の注意に照らし、真相究明が不可能になった不利益は、資料を廃棄した原告が負うべきであると主張するが、本件全証拠によるも、電源コードを含む本件テレビの残骸の所在は不明といわざるをえないところ、被告担当者の陳述書及びメモには、本件火災発生から約五ヶ月後の昭和63年8月9日、原告訴訟代理人は、焼損したテレビセットは代理人の手元で保管している旨を述べたとの記載があるが、原告訴訟代理人の陳述書に照らし、直ちに右記載そのまま採用することはできず、結局、原告側が本件テレビの残骸を廃棄したと認めるに足りる証拠はないので、右主張は前提を欠き、採用することができない。

(五) 被告の責任についての結論³⁴⁾

以上によれば、被告は不法行為に基づき、本件火災により原告が被った損害を賠償する義務を負うべきといつべきである。

3 損害³⁵⁾

そこで、本件火災により原告が被った損害について、以下順次判断する。

(一) 畑本は、本件建物について火災保険契約に加入しており、保険会社から本件建物の修復費用として1120万円の給付を受けたが、原告は、動産については保険に加入していなかつたため、原告事

務所内で使用していた備品の大半が焼損したことにより、ファクシミリ、複写機、流し台、トイレ等の購入に要した費用合計金141万7000円全額をもって、本件火災により右各物件が焼損したことと相当因果関係にある損害の額と認めるのが相当である。

- (二) 山中は、本件火災発生後、事務室から退避する際に、権利証等を持ち出すことができたが、契約書、設計図面、建築確認申請書等、原告の業務に関わるその他の書類については持ち出すことができず、これらの書類が焼失したため、原告は、やむをえず焼失した書類等を再度作成した。個々の物品について、購入額ないし損害額を認めるに足りる的確な証拠はない。しかし、火災原因損害調査報告書では、収容物（動産）の焼毀による原告の損害額が199万1000円と見積もられていることを考慮すると、前記以外の備品の焼損及び書類の焼失により原告が受けた損害は、合計50万円と評価するのが相当である。
- (三) 本件火災の際に浸水した1階店舗部分は、北田緑が畠本からこれを借り受け、ナイトパブ「緑」の営業のために使用していたが、放水のために店舗内の備品等が損傷したため、原告は、北田に対し、①リース契約により使用中のカラオケ機器が損傷した損害賠償金として150万円、②内装補修の間の休業補償及び見舞金合計50万円を支払った。この北田に対して支払われた合計金200万円についても、本件火災が原告事務所から出火したために、火元として支払いを余儀なくされたというべきであるから、やはり、本件火災により原告に生じた損害と認めるのが相当である。

また、弁護士費用としての50万円についても、被告の不法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

4 結論³⁶⁾

以上の次第で、原告の被告に対する請求は、金441万7000円及びこれに対する不法行為の日の翌日である昭和63年3月9日から支払

済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度でこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

5. むすびに

以上の如く、テレビ火災事故出火訴訟をめぐって平成6年3月29日に下された大阪地方裁判所の判決を紹介してみた。テレビ火災事故に関して、原告側と被告側の間には、次のような論点の対立があった。

- ①発火の原因がテレビによるものであるのかどうか（本稿2.(2)（一）参照）。
 - ②テレビ（とりわけ電源コード）の不正使用が事故原因になったのかどうか（本稿2.(2)（二）参照）。
 - ③本事件にいわゆる製造物責任法理を採用・適用することの是非（本稿3.（一）参照。）
 - ④被告に債務不履行責任（売買契約関係に基づく安全配慮義務違反・品質保証約束違反）があり、立証責任は、立証能力の差を考慮して、被告が負うべきであるのかどうか（本稿3.（三）参照）。
 - ⑤本件テレビにはそもそも安全性〔危険性〕があるのかどうか（本稿3.（五）参照）。
 - ⑥原告側に証明妨害があったのかどうか（本稿3.（六）参照）。
 - ⑦損害の範囲はどこまで及ぶのかどうか（本稿3.（七）参照）。
- その他にも、原告側は以下の諸点を主張した。
- ⑧被告側は、安全性確保義務違反に基づく不法行為責任を負うこと（本稿3.（四）（1）、（2）参照）。
 - ⑨欠陥の立証については、被害者である消費者が製品を通常の方法で使用していたこと、製品が通常の消費者が期待する安全性を有していたならば通常発生しないはずの被害が生じたことの二点を主張・立証すれば、欠陥の存在が事実上強く推定され、製造者において当

該事故が製品の欠陥以外の他の原因によって生じたことを具体的に立証しない限り、右推定は覆らないと解されること（本稿3.四(3)参照）。

⑩過失の推定については、被害者である消費者が当該製品に欠陥があったことを立証すれば、製造者の過失は事実上強く推定され、被告において、製造者に課せられた高度な注意義務を尽くしても右欠陥の存在を予見しえなかつたことを立証しない限り、右推定は覆らないと解されること（本稿3.四(4)参照）。

⑪因果関係の推定については、被害者である消費者が、当該製品を合理的に予測されうる通常の用法で使用していたこと、右製品が通常の消費者が期待する安全性を有していたならば発生しないはずの事故が製品から生じたことの二点を主張・立証すれば、製品の欠陥と損害との間の因果関係も事実上推定され、製造者の側で製品に欠陥が存在しなかつたこと、または欠陥が結果発生の原因ではないことを立証しなければならないと解すべきであること（本稿3.四(5)参照）。

上述の論点並びに原告側主張に対する裁判所の見解とそれに対する私見は、次の通りである。

論点①については、諸種の状況から判断して、本件火災の発火源は本件テレビであった可能性が高いと推定されるとしている（本稿4.1(1)参照）。私見でも極めて妥当な裁判所の見解と思料する。けだし、被告側がいかに網羅的な実験をし、その結果に基づいて製品の安全性を強調し、火災の原因はテレビの発火ではあり得ないと主張しようとも、「製造技術そのものが次第に複雑・多様化の方向を強めていることから、製造段階において製造業者がいかにその製品の安全確保に努めても、どうしても製品に一定限度の『外れ玉』（ausreißer）が生じることは避けられず、これが製品の欠陥の直接的な原因となる可能性もないわけではない」³⁷⁾ということからすれば、本件テレビには発火の危険性があったと

十分考えられるからである。

論点②については、原告の本件テレビの利用は合理的利用の範囲内であるとして、被告の主張を排斥した（本稿4.1(2)参照）。思うに、本件火災の原因は、原告側が本件テレビの電源コードを不正に使用したか不注意に取り扱ったことにより、電源コードに短絡が生じたことにあるとの被告側の主張は、実況見分調書の記載に基づき、採用することができないとした裁判所の見解は、これまた極めて妥当である。

論点③については、原告の主張に伴い、製造物責任の性質・要件について検討しているが、製造物責任を厳格責任あるいは無過失責任と解すべきであるとの原告の主張は、現行不法行為法の解釈としては採りえないところであるとして排斥した（本稿4.2(1)(3)(1)参照）。この論点は、本判決における一つの山といつても良い箇所で、私見としては、裁判所が原告の主張を容れて、真正面から「製造物責任法理」を採用して判断することを宣言しても良かったのではないかと思う。なぜならば、たしかに「現行」不法行為法の解釈としては、原告の主張を採用することは困難であったかもしれないが、本稿の1「はじめに」でも触れたように、製造物の欠陥に基づいて消費者に被害が生じたような場合には、被害者は単にその製造物の欠陥を立証するだけで、損害賠償請求をなすことができるという「製造物責任法理」に移行することは、時代の流れでもあったと考えられるゆえに、また地裁の判決であることも考慮するならば、思い切って採用に踏み切るとの宣言がなされても良かったのではないかと思う。もっとも、そのように思う反面、たとえ正面切っての「製造物責任法理」採用の宣言がなされなかったとしても、後述のように、原告側の立証（挙証）責任の軽減を図るなど、実質的に「製造物責任法理」を先取りした、極めて先進的な判決となっていることは注目して良い点である。

論点④については、製造物責任について特別の立法がなされていない以上、現行不法行為法の原則に従い、利用者側に挙証責任があるが、製

品に欠陥があることが立証された場合には、製造者に過失のあったことが推認され、製造者が責任を免れるには、製造者において欠陥原因を解明するなどして右の推認を覆す必要があるとした（本稿4.2(1)(三)(2)&(3)参照）。この論点も本判決の山の一つで、あくまでも現行不法行為法の本旨に添いつつ、挙証責任の転換をなすことによって、上述の「製造物責任法理」を実質的に先取りした結論になっており、論点③で述べたように、極めて先進的な判決といえる。

論点⑤については、テレビには合理的安全性が要求され、テレビの製造者である被告に課せられた安全性確保義務は極めて高度なものである。しかるに、本件テレビは合理的利用中に発煙・発火したと認められるから、不相当に危険と評価すべきであり、本件テレビには欠陥が認められるとした（本稿4.2(2)(二)参照）。これは、テレビに求められる合理的利用の範囲内における絶対的安全性ゆえに、製造者に課される高度な安全性確保義務を前提に、テレビの欠陥ありやなしやの論点について、原告側の主張を認定したものである。上述の論点①の私見において引用した「外れ玉」理論からしても、製造者がいかに安全性確保のために努力しても、一定の割合で欠陥ある製品が出現することは避けられない事実であると思われる所以、発火事故を起こした本件テレビには欠陥があったとする裁判所の判断は適正である。

論点⑥については、原告側が本件テレビの残骸を廃棄したと認めるに足りる証拠はないので、証明妨害に関する被告側の主張は採用することができないとしている（本稿4.2(2)(四)参照）。この論点はいささか理解に苦しむところである。すなわち、真相がどのようなものであったか、原告・被告の主張を突き合わせてみても不明な点が多くある。例えば、（1）火災の後、電源コードを含む本件テレビ残骸は警察・消防署に押収されたのかどうか。（2）押収されたとして、それらが原告側に返却されたのかどうか。（3）もし被告側の主張するように、返却されたという事実がないのならば、被告側の主張する原告代理人の「保管中云々」という申述

をどのように理解すればよいのか。(4)被告側の主張するように、本件テレビの残骸はもともと押収されていなかったと考えるべきなのか。(5)原告側は、被告側の主張するように、本件テレビの残骸を漫然と廃棄してしまったのかどうか、等々。唯一明らかなことは、電源コードを含む本件テレビの残骸の所在が不明となってしまったということである。判決は、上述(3)の申述についてのみ、「原告訴訟代理人の陳述書に照らし、直ちに右記載をそのまま採用することはでき」ないと言及し、その他の点についてはほとんど言及することなく、「原告側が本件テレビの残骸を廃棄したと認めるに足りる証拠はない」として、被告側の主張を排斥している。しかし思うに被告側の主張の方が論理的には一貫しているようと思われるが、たとえ原告側に本件テレビの残骸を漫然と廃棄してしまった非があり、真相究明についての不利益の責を多少負わねばならないとしても、そもそも火災の原因は、被告側の反論にもかかわらず、被告側の製造した欠陥ある本件テレビであることは、前述までの各種論点から明らかであり、廃棄行為の結果によって真相究明に大きな支障が生ずるとは考えられないでの、この論点に関する裁判所の見解は不穏当とは言わないまでも、もう少し事実関係を解明して説得力のある説明が欲しいところである。

論点⑦については、判決の最後の部分で、本件火災により原告が被った損害について判断し、729万7800円の請求に対し、441万7000円及びこれに対する不法行為の日の翌日から支払済みまでの年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めるなどを認容した（本稿4.3&4参照）。被告側の主張は、自分のところで製造した欠陥ある本件テレビが本件火災の原因でないとするならば、納得できなくもないが、ここまで損害賠償責任が明らかになれば、全く論外である。次に原告側の主張については、裁判所は慎重に審査し、至極公正・妥当な判断・結論を下したと思う。

次に、原告側主張の⑧「安全性確保義務違反に基づく不法行為責任」については、本稿4.2(1)(ニ)及び4.2(2)(ニ)で言及しており、⑨「欠陥の立証」

については、本稿4.2(1)(三)(2)で言及していると考えられる。また、原告側主張の⑩「過失の推定」については、本稿4.2(1)(三)(3)で言及している。最後に、原告側主張の⑪「因果関係の推定」については、本稿4.2(1)(三)で言及している。

このように、本件訴訟の論点等については考察がほぼ行き届いており³⁸⁾、「製造物責任法」が制定される以前の欠陥製造物に起因する事故をめぐる訴訟の判決として次のような諸点において特徴を持つものとして評価されている³⁹⁾。

- (1) テレビという製品の欠陥について判示した初めての公表裁判であること⁴⁰⁾
- (2) テレビの発火事故について製造者の過失が認められたこと
- (3) 過失の前提となる注意義務を安全性確保義務という高度で抽象的な義務を採用して過失の認定を容易にしたこと
- (4) 過失の認定に当たってテレビの欠陥による過失の推認の手法を利用しているが、従来の間接事実による過失の認定の手法と実質的には同じであること
- (5) テレビの発火の原因の立証につき目撃証人、消防署の調査報告書を利用することができたこと
- (6) 事業用の物的な損害についても損害賠償が認められたこと

なお最後に、被告の松下電器産業株式会社側は、当初、控訴について、同社法務部で検討中だが、ある幹部は「松下一社の問題では済まない。同業他社との話し合いも必要ではないか。他社も控訴を期待していると思う」と語ったと伝えられているが⁴¹⁾、一週間ほど後の4月7日には控訴を断念したと発表し⁴²⁾、かくして判決は確定した。

注

1) 植木哲編『施設の欠陥と製造物責任——彦根市硫化水素中毒死事件の記録——』

法律文化社（平成2年）

- 2) 政府は、製造物責任法案をまとめて、平成6年4月12日閣議決定し、国会に提出した。その後この法案は、6月15日に衆議院商工委員会で可決、翌6月16日に衆議院本会議で可決された。さらに参議院の商工委員会で6月22日に可決され、同日参議院本会議に緊急上程され、「製造物責任法」が成立した。以上、加藤雅信編著『製造物責任法総覧』商事法務研究会（1994年）1263-1266ページ（第3部資料編第3 製造物責任関係事件年表）による。なお、より詳しい成立経過等については、川口康裕「製造物責任法の成立について」『ジャリスト』1051号（1994.9.1）45-46ページ参照。なお、成立した「製造物責任法」は、平成6年7月1日法律85号として公布され、平成7年7月1日から施行される。
- 3) さらに、民事法が本来の専門ではないにもかかわらず、全くの便宜上、本学において講義せざるを得ない立場にある者として、「その分野のしかるべき業績がないことには…」と心配して下さる方々に、学生を相手に講義をすることと、その分野のしかるべき業績をあげることとが如何に違い、特に後者が如何に難しく、要求が如何に無理難題であるかを、具体的に理解していただく反面教師的素材を提供するためにも意義があると思われること。なお、筆者のような非専門家が「その分野」での学問的価値はあまりないと思われる「業績」を発表しようにも、他にはどこにも機会が与えられないことは明らかである。それゆえ、『聖泉論叢』の貴重な紙面を大幅に割いて掲載していただけるならば、少なくとも筆者としては、学術的紀要『聖泉論叢』の紙面を汚さないように、体裁だけでも「それ」らしく整えるために努力したことは事実である。
- 4) 『朝日新聞』は、第1面の他、第10面、第30面、『日本経済新聞』は、第1面の他、第39面に、『読売新聞』は、第1面の他、第34面に、関係記事を載せた。以上引用はすべてそれぞれの「縮刷版」に基づく、なお『毎日新聞』は、大阪本社版の第1面には記事があったように記憶しているが、東京本社の最終版に基づく「縮刷版」によると、第1面に記事がなく、第31面に小さく記事が載せられていた。また「縮刷版」を見ることが出来なかった『産経新聞』は、第1面の他、第3面と社会面に関係記事が掲載された。

- 5) 以下の記述は、山本庸幸著『注釈製造物責任法』ぎょうせい(1994)1-10ページに基づく。
- 6) 上述の如く、新聞各紙は判決の概要のほか、解説記事を載せた。なお、本判決の紹介・批評としては、順不同であるが、①『判例タイムズ』842号(1994.6.1.5)69-88ページ、②『判例時報』1493号(1994.7.21)29-49ページ、③P L研究会・代表加藤雅信編集『製造物責任判例集』新日本法規出版(1994)3434-3473ページ、④山本庸幸著『注釈製造物責任法』ぎょうせい(1994)316-320ページ、⑤小林秀之「松下電器カラーテレビ火災事件」『法学教室』165号(1994.6)113-118ページ、⑥松本恒雄「テレビ発火事件大阪地裁判決と製造物責任法案」『NBL』546号(1994.6.1)6-14ページ、⑦上原敏夫「テレビの発火による火災につきメーカーの製造物責任を認めた事例」『ジュリスト』1048号(1994.7.1)81-84ページ等がある。
- 7) 以下の記述は、『判例時報』1493号35ページ、42ページに基づく。
- 8) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号36ページ、「被告の主張」は同39-40ページに基づく。
- 9) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号36-37ページ、「被告の主張」は同40-41ページに基づく。
- 10) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号37ページ、「被告の主張」は同41ページに基づく。
- 11) 以下の記述は、『判例時報』1493号37ページに基づく。
- 12) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号37ページ、「被告の主張」は同41ページに基づく。
- 13) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号37-38ページ、「被告の主張」は同41ページに基づく。
- 14) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号38ページ、「被告の主張」は同41ページに基づく。
- 15) 以下の記述のは、『判例時報』1493号38ページに基づく。
- 16) 以下の記述のは、『判例時報』1493号38-39ページに基づく。

- 17) 以下の記述のは、『判例時報』1493号39ページ基づく。
- 18) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号39ページ、「被告の主張」は同41ページに基づく。
- 19) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号39ページ、「被告の主張」は同41ページに基づく。
- 20) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号35-36ページ、「被告の主張」は同41-42ページに基づく。
- 21) 以下の記述のうち、「原告の主張」は『判例時報』1493号39ページ、「被告の主張」は同42ページに基づく。
- 22) 以下の記述は、『判例時報』1493号42-44ページに基づく。
- 23) 以下の記述は、『判例時報』1493号44-45ページに基づく。
- 24) 以下の記述は、『判例時報』1493号45-46ページに基づく。
- 25) 以下の記述は、『判例時報』1493号46ページに基づく。
- 26) 以下の記述は、『判例時報』1493号46ページに基づく。
- 27) 以下の記述は、『判例時報』1493号46ページに基づく。
- 28) 以下の記述は、『判例時報』1493号46ページに基づく。
- 29) 以下の記述は、『判例時報』1493号46-47ページに基づく。
- 30) 以下の記述は、『判例時報』1493号47ページに基き、その結論部分のみを引用した。
- 31) 以下の記述は、『判例時報』1493号47ページに基づく。
- 32) 以下の記述は、『判例時報』1493号47-48ページに基づく。
- 33) 以下の記述は、『判例時報』1493号48ページに基づく。
- 34) 以下の記述は、『判例時報』1493号48ページに基づく。
- 35) 以下の記述は、『判例時報』1493号48-49ページに基づく。
- 36) 以下の記述は、『判例時報』1493号49ページに基づく。
- 37) 山本庸幸著『注釈製造物責任法』ぎょうせい(1994)7ページ。
- 38) もっとも、『判例時報』1493号32ページの指摘によれば、「契約責任」(本稿3.(1)参照)と「保証責任」(本稿3.(4)参照)については判断していない。

- 39) 以下の記述は、『判例時報』1493号34ページに基づく。
- 40) 「製品事故に関する裁判所の数・内容は、見方によって異なるが、これまで約150件公表されているという（『判例時報』1493号34ページ）。しかるに、家庭電気製品をめぐって、製品の欠陥が事故の原因になったとして苦情が申し立てられたケースは多いが（小林秀之「松下電器カラーテレビ火災事件」『法学教室』165号（1994.6）113ページ注(3)、島野康「紛争解決の現状と課題」『法学セミナー』478号（1994.10）34ページ表2参照）、本件の如く家電メーカーに賠償責任を認めた判決は初めてであった。
- なお、『判例時報』1493号34-35ページに列挙されている「家庭用品についての裁判例」及び「機械についての裁判例」は、関連文献を参照して別表(1)及び(2)に掲載しておいた。
- 41) たとえば、『朝日新聞』の平成6年3月30日付朝刊の第30面参照。
- 42) 加藤雅信編著『製造物責任法総覧』商事法務研究会（1994年）1263ページ（第3部資料編第3 製造物責任関係事件年表）及び、たとえば、『朝日新聞』の平成6年4月8日付朝刊による。

（1995年3月31日受理）

別表(1)家庭用品についての裁判例

事件名	判決裁判所	年月日	参考照	判時 ¹ の言及	注釈 ²	総覧 ³ 判例集 ⁴	体系II ⁵
洗剤	東京地裁	昭42.6.15	判時498・38	あり	[6]	家1	VII①
ガスレンジ	前橋地高崎支	昭47.5.2	判時687・88	あり	[18]	不5	V⑤(1)
バドミントンラケット	神戸地裁	昭53.8.30	判時917・103	あり	[62]	家2	VII⑥(a)(1)
ベビーベッド	神戸地尼崎支	昭54.3.23	判時942・87	あり	[69]	家3	VII⑦
バドミントンラケット	大阪高裁	昭54.9.21	下民30・9~12・419	あり	[76]	家4	VII⑥(a)(2)
金槌	京都地裁	昭58.3.30	判時1089・94	あり	[94]	家5	IV⑫
バドミントンラケット	最高裁	昭58.10.20	判時1102・48	あり	[98]	家6	VII⑥(a)(3)
ガスストーブ	東京地裁	昭59.3.26	判時1143・105	なし	[102]	家7	V⑦
バドミントンラケット	大阪高裁	昭59.9.28	判時1143・88	あり	[105]	家8	VII⑥(a)(4)
ラムネ瓶	東京地裁	昭60.2.26	判時1184・79	あり	[107]	他4	VII⑩
アーチェリー	大阪地裁	昭61.2.14	判時1196・132	あり	[114]	家9	VII⑥(b)
コールドパーマー	東京地裁	昭63.2.5	判時1292・98	あり	—	他7	VII⑫
遊具用そり	富山地高岡支	平2.1.31	判時1347・103	あり	—	家10	VII⑥(c)
家庭用かび取剤	東京地裁	平3.3.28	判時1381・21	あり	[131]	家11	VII⑬
テニスシューズ	東京地裁	平5.2.18	判タ823・211	あり	[137]	—	VII⑥(d)

注) 1: 判時とは、『判例時報』1493号34ページに言及されていることを示す。

2: 注釈とは、山本庸幸著『注釈製造物責任法』ぎょうせい(1994)第二編121ページ以下参照。

3: 総覧とは、加藤雅信編著『製造物責任法総覧』商事法務研究会(1994)。このうち、「家」は735ページ以下、「不」は793ページ以下、「他」は861ページ以下参照。

4: 判例集とは、P L研究会・代表加藤雅信編集『製造物責任判例集』新日本法規出版(1994)。このうち、「家」は3301ページ以下、「不」は4401ページ以下、「他」は5501ページ以下参照。

5: 体系IIとは、小林秀之責任編集・東京海上研究所編『製造物責任法体系II [対策・資料篇]』弘文堂(平成6)所収の資料VIII、日本の判例分析第2節各論1344ページ以下参照。

別表(2)機械についての裁判例

事件名	判決裁判所	年月日	参考	判時①の言及	注釈②	総覧③判例集④	体系Ⅴ⑤
パラフィン発火	東京地裁	昭45.12.4	判時627・54	なし	—	機1	—
エレベーター	福岡地裁	昭46.12.14	判時662・69	なし	—	機2	—
機械チェーン	札幌地裁	昭48.1.31	判時713・116	なし	—	機3	—
電動式自動扉	京都地裁	昭48.9.7	判時731・68	なし	—	機4	IV②
複写機	横浜地裁	昭49.1.25	判時747・93	あり	[27]	機5	IV④
プレス機	前橋地裁	昭49.3.27	判時748・119	なし	—	機6	—
クレーンのワイヤーロープ	高松高裁	昭50.3.27	高民8・2・87	なし	—	機7	—
冷暖房機	福岡地小倉支	昭50.3.31	判時799・87	あり	[38]	機8	IV⑤
エスカレーター	大阪地裁	昭50.9.30	判時815・70	なし	—	機9	—
配電設備	甲府地裁	昭51.6.30	判時829・79	あり	[45]	機10	VI⑤
コンプレッサー	東京高裁	昭52.11.28	判時822・51	あり	[52]	機11	IV⑦
クレーン車	東京地裁	昭53.1.25	交通民11・1・85	なし	—	機12	—
ガス湯沸かし器	大阪高裁	昭53.5.18	判時907・66	なし	[57]	機13	V④(2)
キューポラ	大阪地裁	昭55.10.30	ジュリ737・6	なし	[84]	機14	—
石材用カッター	高松地裁	昭55.11.28	判時1015・109	あり	[86]	機15	IV⑧
貯水槽	東京地裁	昭56.9.8	判時1039・84	なし	—	機16	—
地下受水槽	横浜地裁	昭57.1.28	判時1046・100	なし	—	機17	—
カッター	浦和地裁	昭57.2.12	判タ474・178	あり	[92]	機18	IV⑨
建設機械	浦和地裁	昭57.2.12	判時1064・112	あり	—	—	IV⑩
乾燥機	静岡地裁	昭58.4.7	訴月29・11・2031	なし	—	機19	IV⑬(1)
古紙梱包機	浦和地裁	昭58.4.27	判タ501・167	あり	[96]	機20	IV⑭
キューポラ	大阪高裁	昭59.1.25	判時1113・80	あり	[99]	機21	IV⑮
コンピット	福岡地裁	昭59.6.19	判時1125・146	あり	[104]	機22	IV⑯
給湯器	浦和地裁	昭60.4.10	判タ560・149	なし	—	機23	IV⑰
リフト	岐阜地大垣支	昭60.4.25	判時1169・105	あり	[110]	機24	IV⑱
乾燥機	東京高裁	昭60.7.17	判時1170・88	あり	—	機25	IV⑬(2)
ドーザ	長野地裁	昭61.3.27	判時1191・107	あり	[116]	機26	IV⑲
クレーンフック	大阪地裁	昭61.9.30	判時1213・111	なし	—	機27	—
プレス機械	東京地裁	昭62.10.29	判時1299・92	あり	—	機28	IV③(3)
リフト	山口地裁	平3.2.27	判タ757・208	あり	—	—	IV⑳(a)
製麵機	東京地裁	平4.11.30	判時1482・120	あり	[136]	—	IV㉑(2)
エレベーター	東京地裁	平5.4.28	判時1480・92	あり	[138]	—	IV㉑(b)

注) ①: 判時とは、『判例時報』1493号34~35ページに言及されていることを示す。

②: 注釈とは、山本庸幸著『注釈製造物責任法』ぎょうせい(1994) 第二編121ページ以下参照。

③: 総覧とは、加藤雅信編著『製造物責任法総覧』商事法務研究会(1994) 455ページ以下参照。

④: 判例集とは、P L研究会・代表加藤雅信編集『製造物責任判例集』新日本法規出版(1994) 801ページ以下参照。

⑤: 体系IIとは、小林秀之責任編集・東京海上研究所編『製造物責任法体系II〔対策・資料篇〕』弘文堂(平成6)所収の資料VIII、日本の判例分析第2節各論1344ページ以下参照。なお、この文献は検索が容易でないため、見落としがあるかもしれない。